28pmL-075 裁判例から考える薬剤師の役割-4 薬剤師によるデメリット情報提供の重要性 ○針ヶ谷 望!, 飯野 朗子!, 住谷 弥奈!, 土田 裕子!, 平賀 秀明!, 秋本 義雄! (「東邦大薬) 【はじめに】いわゆる健康食品はテレビや雑誌など様々な媒体を通して宣伝され、 販売されている。その宣伝には多くの場合デメリットが述べられていないが薬剤 師はどのように扱っていくべきなのか、あまめしばを巡る裁判例を基に考察する。 【事件の概要と判断】健康食品としてあまめしばを摂取した消費者A、Bが閉塞

て損害賠償を求めた。 裁判所は、製造物責任法の違反があったとして製造元と販売元、そして食品に対 しても危険がある場合には消費者に警告せねばならないとして医師に対し、連帯 してAに約2200万円、Bに約5400万円支払うように命じた。 【得られた教訓】医師・薬剤師をはじめとする医療従事者は、医薬品だけでなく 健康食品などの健康に影響を与える可能性のある健康関連生活用品にも注意を払 い、デメリットがある場合にはその情報を患者・顧客に伝えなければならない。

性細気管支炎を発症した。このあまめしばには閉塞性細気管支炎を発症させることが明らかになっていたにも関わらず、その事を消費者に伝えることなく販売した製造元と販売元、あまめしばを紹介した出版社、推薦記事を書いた医師に対し

【薬剤師への当てはめ】薬剤師は、医薬品だけでなく、いわゆる健康食品を含めた健康関連生活用品を通じて国民の健康な生活の確保・維持に貢献する立場にあると考える。これらの健康へのメリットだけでなく、デメリットを把握し、利用者に根拠に基づいた情報提供を行うことは必要最低限の職能であると考えられる。そのためには、薬剤師は患者・顧客とのコミュニケーションを図ることで信頼関係を築き、薬局やドラッグストアーにおいて患者・顧客が気軽に健康相談が受け

られる場になるよう努めなければならないと考える。